

関西労災職業病 11月号

(通巻67号)

関西労働者安全センター 1979.11.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06-374-2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

● 主張

80年労災保険法改正を闘う

12.2全国被災労働者協議会結成大会を成功させよ! 1 ~ 3

●展望をさぐる⑦ 不況一労働者大量切り捨て時代の中で

労災職業病闘争を如何にして労働運動強め3日総合

化の武器となじうるのか

豊岡青年労働者闘争委員会

トヨタ自工労働者戦線 4 ~ 6

● 特別報告

地域に労職闘争の拠点を

広島労職研正式発足!

▼ 広島労災職業病研究会 6 ~ 7

●前線から(ニュース)

8 ~ 12

●闘いの中から 「障害者」問題を取り組む中で

勝ち取った労災認定

中井さんの労災認定をかたどる会 13 ~ 14

●健診部だより

一年半の健診部活動を振り返って 15

●関西研究者交流会第20回報告

問題ある産衛学会の許容濃度

——木材市場の職場環境測定結果から 16

● 特集

前進する'80労災法改正闘争 No.1

17 ~ 19

● 10月の新聞記事から

20

●年末一時金カンパのお願い

21

●10月分会計報告

22

改正を闘う 張り合ひをめざす！

はじめに

る。全国協議会に一人でも多くの被災労働者が結集するとともに、八〇年労災保険法改正闘争勝利のため、全国協議会が発展するよう期待し、また我々としてもあらゆる努力を惜しま決意である。

来る一二月一日、東京において、「八〇年労災保険法改正を闘う全国被災労働者協議会」の結成大会が行われることになっている。七六年の労災保険法改悪反対闘争以降、政省令闘争、「届書」・「定期報告書」拒否闘争、休業補償差止め撤回闘争と三年以上にわたり続けられてきた被災労働者の闘いは、その間に多くの地域の被災者組織を生み出し、またこれら組織の共闘を促進させながら発展してきたが、政府一資本の労基法全面改悪策動が表面化し、労働者への収奪強化と被災者の切り捨てに向け大きく動き始めた時期に、被災者の全国組織がかちとられようとしていることは極めて意義深いことであり、かつ全ての労働者に対して勇気を与えるものであると確信す

「8〇年法「改正」をめぐる特徴

労災保険法は一九四八年に、労基法による資本の災害補償責任を担保する目的で制定されて以降三〇回以上の一貫した特徴は、「企業の補償責任」を徐々に形がい化してきたことであり、金銭的な多少の改善施策とひきかえに、解雇制限・就労権など労働者の基本的権利をはく奪することであつたと言える。そして現在では「労災保険の方が給付範囲が広くなつたのだから、もはや労基法第8章（災害補償）は不要だ」という意

見が、資本一行政から公然と出るに至っている。

80年労災保険 主 題 会 議 会

資本側の労災保険法「改正」についての考え方は、七三年の関西経営者協会の労働大臣への要望の中には要約されているが、へ第一にへ長期労災療養者を職場から排除すること、へ第二にへ労基法第8章削除や労災の民事責任を空どう化すること、へ第三にはへ労災認定について企業の不服審査制度新設や産業医の活用など、企業が行政に直接介入する制度を作ること、以上の二点を骨子とするものである。

そして八〇年労災保険法「改正」をめぐる情勢の特徴として、更に二つの点が挙げられる。へ第一にはへ労災保険財政の赤字キャンペーンの問題である。大企業への融資、労災病院、産業医大建設・運営、福祉事業の拡大など、労災保険の目的外使用の増大による赤字を被災者へしわよせするという策動があること、へ第二にはへ七八年七月以降、「定期報告書」未提出者への休業補償差止め

傷病補償年金制度を、長期療養者の「整理」という資本の要請に沿った運用をせんとする行政の姿勢を示すものである。へ第三にはへ本年九月に労基法研究会が、「労働契約・就業規則」についての報告書をまとめ、労基法19条の解雇制限の全面緩和等労働者・被災者への公然たる挑戦を行ってきているという情況である。

次々と上りかかる 被災労働者

これらの厳しい情勢の中で、関西・関東の被災労働者団体をはじめ、全国の被災労働者は、政府一資本一體となつた被災者切り捨てに抗し立ち上つてゐる。七六年大阪府被災労働者同盟の結成を皮切りに、七八年兵庫労災職業病被災者交流会、神奈川被災労働者の会、東京被災者交流

会、七九年阪南労災被災者の会、阪神労災友の会と被災者組織が次々と結成され、更に全国に拡がろうとしている。そしてとりわけ、差止め反対闘争を闘う中で全国的な共闘・交流が拡大し、本年五月一二日には大阪の地において、被災者の全国集会が初めてかちとられるに至ったのである。更にこの力をもとに、八〇年労災保険法改正、労基法改悪反対を共通の目標として、より本格的な共闘組織の確立が進められているのである。既に関西においては、一〇月四日に関西協議会が結成されており、また、全国共闘組織として「八〇年労災保険法改正を闘う被災労働者協議会」準備会も発足している。

でなく労働者としての基本的権利を！」という点に収約されてきており、改正に向けた重点要求も、被災労働者の職場復帰に向けた諸権利の法的確立、解雇制限の強化、傷病補償年金制度の撤廃等を中心としている。また、被災者の問題は被災者だけではなく、労働者との共同闘争として、八〇年闘争が位置付けられていることは極めて重要な点であろう。

12・2 全国協議会結成大会の成功を期待するとともに、安全センターとしてもその成功のためにあらゆる努力をする決意である。

80年労災法改正闘争勝利のための

学習パンフ

“反撃への地歩を！”

全国被災労働者協議会（準）編集・発行

当センターにて取り扱い中

1部
¥200

シリーズ 展望をさぐる

不況-労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強化の武器となしうるのか！（その四）

トヨタ自工の無法な
労働者ち又配を打ち破れ！

●農田青年勞動者由四年級委員會
●一二三四級由工農動者由戰線

はじめに

ん。このような企業を打ち壊すため、あらゆる手段を用いて闘争を継続します。先輩諸氏の御指導・御支援を仰ぎます。

職場地域を賃いた

労働者管理体制

現在トヨタ自工は、ライン速度についていけない労働者を消耗品のごとく投げ捨て、これに反対する勢力を圧殺することに全力を上げてきて

私達に対しても、全面的攻勢をかけており、活動家はもとより、労災・職業病闘争に立ち上がった患者をつぶすための手段を選ばぬ悪らつな方法は、無法としか言いようのないものがあります。私達は、トヨタ自工の仕打ちをけつして許しませ

一九五二年のトヨタ争議が労働者の全面敗北に終って以後、トヨタ資本は、労働組合を労働者支配の機関として抱き込み活用すると共に、課長—工長—組長—班長の現場職制を強化し、労働者個々人の私生活まで監視する体制を作り上げました。また、地域政治を支配下に置き、愛知

県政に絶大な影響力をふるうようになります。特に豊田地域では行政を意のままにあやつり、市民社会での労働者監視体制を確立してきました。

これらの体制を確立していることが前提となり、「トヨタ式生産管理システム」と呼ばれるものが完成しました。これは、ラインのスピードを少しずつ上げるか、あるいは生産を減らして人員を削減した後、生産を元通り又は増加させるという極めて単純な方法を日々行うことにより、労働者一人当たりの労働密度を毎日上げていく人員削減・労働強化をシステム化したものでした。

これについていけない労働者は、退社するか、自殺するか、病気になり消耗品が捨てられるように工場の外に投げ出されていきました。

合理化攻撃

反撃の突破口として

殺人的な

労災闘争を

当然の結果として、労災・職業病は増加していますが、職場での組織



しかし、職業病については、安全衛生環境部が産業医と共にガンとして妨害を行っています。

「オイルショック」を契機とし、トヨタ資本は異常な決意で大規模な効率化政策を実施しました。下請・関連企業の整理・統合・再編成が強行され、トヨタ自工内では強引な人材をラインに入っていた季節工の採用中止、下請企業からの多数の応援中止の中で、残業が禁止になり、なお現場に生産の一〇二割アップが厳命され強行されたのです。

「トヨタで働き続けければ殺される！」と、トヨタの労働者に真顔で言わしめるような殺人的な労働強化がそれ以後続けられ、なお現場職制には年間一〇一割の人員削減が至上命令として与えられています。

道的扱いに対する人権闘争でした。認定を勝ち取った件数が増加するにつれトヨタ自工は、私達の仲間がいる職場については最下級の職制に責任を全て押しつけ、災害性の労災についてでは、比較的簡単に認定するようになりました。

私達は、七年前より労災認定闘争をトヨタ自工の中で進めてきました。初期には「私を労災に認定して下さい」と一言述べただけで、「労災などという言葉を知っているのは思想的におかしい。今後会社に勤め続けたければ黙っていろ」と、種々の圧力、いやがらせをうけました。私達の闘争は労災闘争というより、非人道的扱いに対する人権闘争でした。

私達は、七年前より労災認定闘争を受けています。

闘争勝利を目指し

全力投球

昨年一一月に、頸肩腕障害・腰痛で基準監督署に申請した〇さんは、本年八月八日腰痛についてのみ認定が下りました。

三日に、休職期限切れ一ヶ月前の解雇予告を送付してきました。裁判所への仮処分申請、基準監督署・基準局交渉、トヨタ自工への抗議等を含めた全力投球の中、一一月一一日に

しかしトヨタ自工は、〇さんの主

治医（豊田市内の開業医）に何度も

圧力をかけ、休業補償に医者の証明印を押させない工作をし、会社の認

明印の押印を拒否し、本年一〇月一

解雇撤回を勝ち取りました。

この件で典型的に表われた主治医つぶしは、他の係争中の案件にも表われており、今後この対策が極めて重要になってきます。

トヨタ自工が、いっさいの法律を無視し、私達へのセン滅作戦を開始したことが明らかになった現在、私達もこれをはねかえす闘いに全力を上げていきます。（以上）

特別報告 地域労働闘争の地図を 広島労職研 正式発足す！

広島労職研が準備会設立一年数ヶ月を経て、一九七九年一〇月一三日正式に発会し今後の発展に向けて、活動方針と組織としての体裁、運営体制を明らかにする運びとなりました。ここに至るまでは、一九七四

年、広島市内の的場診療所の一室に労災職業病の相談窓口を設けて以来、被災労働者の診療・相談を行ってきました。宇土医師の献身的な活動に負うところが大ありました。宇土氏が七四年から、スーパーの

レジ作業、電話交換、トレーサー、保育等々の被災労働者の調査、検診治療等の活動をする中で、①広島県でも、職業性の頸腕・腰痛が多発している②労職闘争が個別に散発的であり、地域的な交流が少ない③相談窓口ではその本質的な解決が不可能である、との認識から、七五年六月、労働組合や窓口の被災労働者に交流の場の必要性を提起し、準備会を結成しました。準備会は、①労災職業病の学習②地域の労働者の交流③労災職業病の予防と撲滅の

ために必要な活動を行う、として出

発し地道に継続してきました。

準備会結成後、毎月一回の学習を中心とした交流会、講演会、検診、

認定闘争等の活動をしてきました。

学習会では、民間、公務員の労災職業病の制度・法律問題、広島の頸腕

・腰痛等の職業病の現状、全国的な状況、出席者による闘争経験、組合運動の紹介・討論、被災労働者の状況等を学びながら交流を深めてきました。

その中で、電通、労金、西部労（

地域合同労組）、保育、港湾、林業、

教職、現業、自治労、全通、新聞、

国労、電産、競争場等々の多くの労

働者、弁護士、医師等の専門家の参

加や、先進的な活動をしておられる

岡大衛生、高知職業病センター、関

西労働者安全センター、神奈川労職

セントラーや方々の講演を得てきました。また、初めての監督署交渉（七年）では全港湾大阪支部安全委員会、関西安全センターの応援で勝利

することができました。

今日まで非常に多くの方々の参加、協力を得て一〇月一三日正式に発会し、運動体として機能するために個人加入（組合加入も可）による会員組織を提起し、労働者、被災労働者、医師等による世話人会を発足させ、運営体制を確立し、事務局を設置するに至りました。

現在、多くの問題をかかえていますが、主に①宮島競艇場に多発した職業性の頸肩腕障害の認定闘争②研究会を労働者の組織として、地域共闘組織として質的に高めること③活動を通してもっと幅広く労働者に呼びかける④被災労働者の組織化、等々とまだ歩きはじめたばかりですが、主に①宮島競艇場に多発した職業性の頸肩腕障害の認定闘争

運動を前進させよう！

原爆 脊髄 痛口健二 写真集 フォトドキュメント

日本の原子力発電所は炉内の下請労働者の放射能による被曝や汚染死(110名をこえる)、周辺の自然や環境を破壊しながら稼動されている。その実態を四章に分けて構成したフォトドキュメント。(170p…写真144p、カラー6頁を含む、本文26p)

定価3000円 当センターにて取り扱い中！

東大阪

東大阪労基署の「業務外」



企立マコトロイ工業支部

一方的であるの意見を聞くことを約束しことなどが浮きぼりにされ交渉の末、

たが、基本的な態度は変わらず、次回予定されておらず、次回予定されたり大衆的な包围が必要になつてきている。

10月30日、

述べた後、結論として「業務外」であるとの見解を示した。これに対し組合側は

決定を保留し、更に組合側

労基署は最終交渉の末、

り大衆的な包围が必要になつてきている。

前組合から

全金マコトロイ工業支部は、元組合員で5月に脳卒中死

亡した土居原氏の労災認定問題で5回目の交渉を行つた。当日は当該支部組合員が半日ストで参加したのをはじめ、全金東大阪地協、総評東大阪地区評議会、更に大阪総評労職対などからの参加もあり、この闘いの広がりを示した。

しかし労基署側の対応は極めて反労働者的なものであり、冒頭延々調査結果を

元組合員で5

月に脳卒中死

亡した土居原氏の労災認定問題で5回目の交渉を行つた。当日は当該支部組合員が半日ストで参加したのをはじめ、全金東大阪地協、総評東大阪地区評議会、更に大阪総評労職対などからの参加があり、この闘いの広がりを示した。

労基署側の意見は未だ公表を拒んでいる二人の「局医」の意見に支えられたものであるが、残業時間、休日出勤数について、土居原氏が他の同僚と較べて極めて多いことは注目せず、「以前から残業が多い」という

比花労働者センター運営委員会は、来る11月29日に「労災職業病闘争報告・討論集会」を開催することを決定した。この集会は、開設以来約6ヶ月にならんとする比花センターの活動報告と、今後の比花地域を中心とした労働者・三原氏の脳卒中死亡に

た働く者の生活と生命を守る闘いの報告、及び問題提起を各労組・団体から行つてもらうというものである。此花労働者センターは開設とほぼ同時に、朝鮮総連西大阪支部との共同の取り組みとして、タクシー労働者・三原氏の脳卒中死亡についての労災認定闘争に取り組んできた。脳卒中・心

臓死等の労災認定も、ここ何年かの間に大衆的な闘い

なお、特別講演として今闘争と共に取り組んだ朝鮮

して以下の点について確認した。

識をもつていれば労災認定には有利になるであろう

が前進する中で、被災の実態に則した形で認定ワクを拡大してきたが、まだまだ行政によるしめつけは厳しいものがある。このようないまでも、今回の三原氏の認定

総連西大阪支部の方より講演をいたたく予定である。此花地域におけるセンター運動に注目しておられる多くの方々の参加によって、集会が成功するよう願っている。

をかちとることができたのは大きな成果である。比花センターの闘争報告は、今回

◎日 時 11月29日(木)

午後6時より

回の脳卒中労災認定闘争を中心にして行われる。

◎場 所 比花会館
(梅香殿)

合市作業(陸上作業)に

ついて、医師が正確な認

(3) 心筋硬ソク死亡が発症する前に就いていた連

出するが、それを尊重すること

(2) 12月中旬に組合側から新たに医師意見書を提出するが、それを尊重すること

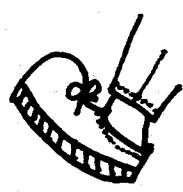
以上のように、組合側の分については、事実のとおりあけ方に公平と理解させることができたといいがたい点もあること

要求について、その骨子を理解させてきたといふ意味で大きな成果であった。5月の業務外決定以降くもり続けていた遺族・分会員の顔にも明るさが戻ってきている。

南大阪

歩 前 進

全港湾大阪支部大阪邊いかだ会



南大阪

由 王 力 論 会 の 強 化 に 向 け 努 力 進 む!

全港湾大阪支部安全委員会

10月11日付で、全港湾大阪支部・同安全委員会・安

全セセンターの連名で、大阪港いかだ分会の寺岡氏の不服審査につき、大阪労災保

交渉を行った。その結果と

10月25日及び11月17日、法「改正」問題についての

全港湾大阪支部安全委員会・安全センターは審査官と

は相次いで会合を開き、八

〇年に予定されている労災

が行われた。

第一に大阪港いかだ分会

の寺岡氏の心筋梗死死の

不服審査闘争については、

全てのいかだ労働者の切実

な課題として、完全勝利に

向けて闘いを強化すること

が確認された。第一には、

8月に行われた安全パトロ

ールの結果として、定期健

診さえ行われていない会社

が多いことが明らかになっ

たが、これらの会社に対し

て支部として要求を出して

健診に取り組んでいくこと、

第二には、長期労災休業者

と他の組合員の関係改善問

題については、6月の安全

委員会の徹底という意味も

含めて、大がかりな学習会

計画を作っていくことが確

認された。

同安全委員会は七七年の

支部統合にともなう組織改

編以来基本的な運動方針に

が、6月の総会を一つの足 しようとしている。

場として大きく活動を拡大

大阪

未払賃金裁判 後半へ

住友電工労働者有志会

訴訟の公判が行われた。

10月23日、大阪地裁において、住友電工の未払賃金

連続操業のひき継ぎによる

これまでの論議から既に明らかになっていくようにならかに

る。

遅刻早退の扱い、制限規定、

連続操業のひき継ぎによる

これまでの論議から既に明

らかになっていくようにならかに

る。

裁判闘争は重要な位置を占めている差別賃金の地労委闘争にあっても、未払賃金裁判闘争は重要な位置を占めおり、勝訴をかちとるべく一層の奮闘が必要である。

住電労働者有志が現在行っている。

に学ぶ会が開かれた。神奈

川の港町診療所の職員三名

も前日の交流会にひき続き

出席し、その他岩井会、京

大阪大労職研、松浦診療所、

京都府医大現医研、神大社

医研、関西安全センターな

ど、二〇名以上の参加で活

発な論議が交わされた。

当時の日本共産党、労働

運動の基本路線を築き上げ

の任務を果してきたことな

どが総括として出された。

運動の闘いの中での無産者

運動運動がどのような役割

病気の予防を人民の生活全

て、戦後の民医連運動の

を果したかを年表と照らし

合わせながら浮き彫りにし、

井会の堀口さん、渡辺さ

のための闘いに取り組んだ

岩井会の堀口さん、渡辺さ

んにより具体的なことを解

説してもらう形で進められ

た。そして無産者医療運動

は、労働者・農民の闘いの

ための闘いに取り組みの強

まってきた労災認定闘争は、

さが、今回の闘いにも大い

つた戦前の無産者医療運動

は、労働者・農民の闘いの

高揚の中から建設され、こ

れらの大衆運動の要求に応

京大阪大労職研より無産者

の學習を整理する意味で、

それを中心に議論が交わさ

ら、階級闘争としての医療

医療運動の総括文が出され、

それを中心に議論が交わさ

れていく活動の積み重ねか

2度の大衆交渉を行った。

その中で、私達が提出した

意見書にそつた形で署の方

も調査活動を続けるという

ことを確認させ、私達の隊

列を強化しようとしてきた。

しかし、最終的には2回目

の交渉を最後に、それ以上

の大衆行動は設定する必要

もなく、「業務上の判断」

が示されたが、何よりも、

中井さんを取り巻く多くの

状態（が推定される）で休

日出勤をしたことが「業務

上疾病」を決定付けた要素

署は申請からほぼ3ヶ月を

守口

中井さんの脳卒中死も 労災認定!!

守口

大きな地域の支え

経て、11月14日正式に労災

死亡について、西宮労基

交給決定を行った。

安全センター、遺族、中

守口市の中井さんの脳卒

も中死亡について、西宮労基

署は申請からほぼ3ヶ月を

であるという判断を示した。とを全面的に認めた点は大きな意義をもつてゐる。

「災害性」の要素とは、労働者各人の健康状態との関連の中で判断するということ。

(本誌今月号)

「闘いの中から」(参照)

南大阪

診療所第3回定期総会

九つの方針を確認

去る11月17日午後1時半

病闘争を位置付けなければ
より、港湾労働者福祉センターにおいて、南大阪労働者診療所の第三回運営委員会総会が地域の労働者をはじめとした約一五〇名近くの参加で行われた。

まず、主催者を代表して大坂亞鉛支部委員長（全金委員長である橋井氏）は、地域における労働運動の発展一階級的労働運動を前進させる一環として労災職業

病・公害闘争の経験」と題

江氏、大阪府議会議員・河原氏、前市議会議員・島尾氏の各氏がお祝いのあいさつに立った。続いて岡山大

学衛生学教室の柳楽先生よ

り「研究室からの労災職業

労働者の命と健康を守る闘

した特別講演が行われた。いに参加している医療従事者や研究者・学生等広範な

議事運営に入つて、まず一年間の総括についての報

人々との連帯・交流、及び

浦医師より行われ、次に今後の方針として、事務局長

告が経営委員会を代表して松

登氏（全港湾大阪支部）より提起があり、いずれも

人民医療戦線の構築⑨所

より満場一致で確認された。今

にまとめると、①職場闘争

を原点とした労職闘争の前進と反動労働行政打破②

被災労働者の闘いへの支援

・協力体制③健診部活動

の充実と分析センターの確

立④歯科部門の充実⑤

地域・職場での日常健康管理

人事についての確認が行わ

れ、総会は成功裏に予定の

議事を終了し閉会した。

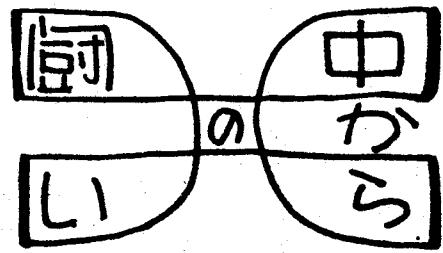
最後に、規約改正問題、

更に地域労働者との連帯強化ということである。

なく、富男くんの関係で中井さんとつながっていた人達でした。

富男くんの通っていた通園施設・

わかすぎ園の職員、「障害児」問題



「障害者」問題に取り組む 中で勝ち取った「かちどり会」

中井さんとお母ちゃんが始めた会

「障害者」問題 でのつながりから できた「かちどり会」

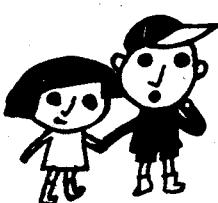
「障害者」問題と、直接の問題は違うだけれど、問題の基本的なとらえ方というかものの見方において、また自分たちの手で自分たちの生活を守っていくという運動の中味として同様のものだと思いました。

私達は今回の中井さんの問題にかかる中で、労災問題とこれまで私達が守口でとりこんできた「障害者」問題とが、一見全く違った問題であり、似たようなことがあるのに出会

い、何度も驚きました。労災問題、

西宮の工事現場で作業中脳卒中で亡くなつた中井さんの三人の子どもたちは、「障害児」と呼ばれる子どもです。そして、今回労災認定をかちとるまでの取り組みにかけつけた多くの人達は、「健常児」と呼ばれる二人の子どもの関係では

職場をかわって数ヶ月後に亡くなり、職場に友人も組合もなく中井さんの労災問題に積極的に取り組んでくれる人は、お父さんの関係では一人もいませんでした。そういう事情の中で、「障害児」をもつお母ちゃん同士のつながりがあつてこそ「かちどり会」も出来たのだし、最終的に労災をかちとる一つの力にもなりえたのだと思います。



「おまかせだ」「アーリー

お母ちゃん達は、中井さんの仕事
が何であつたかくわしいことは知ら
ず、また労災はどういうものであ
るかも知らず、ただ「お父さんが亡
くなつて富男くんとこ一体どうして
いきはるのやろ」「ひとことではな
い」という気持で集まつてきました。
「障害児」のいる家庭で父親が亡
くなつたらどうなるか——母親が働
いて子ども達を育て生活していくに
はあまりにきびしい実態です（たと
えば、現実におこつたことでお母さ
んが近々働き出したいからと、富男
くんと双子のきょうだいの二人を学
童保育にあづけたのですが、しばら
くして富男くんだけやめさせられま
した。これには色々ひどい経過があ
るのであります。）。

るかも知らず、ただ「お父さんか」「
くなつて富男くんとこ一体どうして
いきはるのやろ」「ひとごとではな
い」という気持で集まつてきました。
「障害児」のいる家庭で父親が亡
くなつたらどうなるか——母親が働
いて子ども達を育て生活していくに
はあまりにきびしい実態です(たと
えば、現実におこつたことでお母さ
んが近々働き出したいからと、富男

「害児」問題についての自分たちの運動と一緒にだなと思いました。また労災認定は「(認定基準上では)なかなか認められていないが運動によつて"間口"が広げられてきている」という話があった時、「障害児」の保護学校義務化反対の運動と同じだとすぐわかりました。労基署との交渉の中でも、「役所の人の運動に対する対処の仕方はどこもよう似とするな」とつくづく感心したものでした。

かんじんなところは全て安全センターの方々がして下さり、センターや運動に敬服するばかりでした。

労災と認められ、中井さんの生活も経済的には一応安定するでしょうが、お父さんは帰ってこず、お母さんは一人で三人の子どもを育てていかなければなりません。子ども達のかなればなりません。

こといろいろなことがこれからもあるでしょうが、労災問題でつながりをもてたお母さん同士や、職員達で支えあってこれからもやっていきたいと思います。

て、夜の中井さん宅での学習会に集
まつたお母ちゃん達は、安全センタ
ーの方々から「中井さん一人じゃな
い、この問題に関心をもち経過を見
守っている人がこんなに大勢いる、
ということを労基署に示していくかた

実態調査や理論準備、いろんな所に手を打って何もかも関西労働者安全センターの方が準備して下さったところへ、「かちとる会」は参加していく形でした。三回目の交渉を前に、「これからが私達もがんばらなんばん寺や」と覚悟をきめた時に、

健診部だより

昨年五月診療所健診部として発足以降、一年半の健診活動をまとめます（詳細は第三回運営委員会総会議案書添付の報告を参照のこと）。健診実施は、二一組合・団体（）のベ二四健診で、人数は九五一名になり、うち全港湾一二組合・三一四名、全金一組合・三八名、その他八組合・団体・四一九名です。争議組合は六組合です。

分析・職場環境調査では、粉じん、排気ガス、水質検査等四調査を行い今年より始めた歯科健診は一健診、三四一名となっています。

実施数・人数とも、いわゆる「健

診機関」とは比べられませんが、職場での、労働者の生命と健康を自ら守り抜く闘いの武器としての自主健診活動として、徐々に定着してきています。全港湾関係以外に

も、全金やその他民間、官公労とも取り組みが増えていきます。

健診内容では一般定期健診の他、特殊健診や、労働組合による自主的な職場体制を確立するための見直し健診、職場実態と健康状態を明らかにするためのアンケート調査・診断活動など、職場での具体的課題と結びついた取り組みが行われました。

診療所側も増改築を機に、検査内容も充実し、健診体制も新たに分析

担当者、看護婦等もスタッフに迎え事務手続き等も確実になり、定型を作り出せるようになってきました。日常診療との連携も徐々に図られています。

この一年半の健診結果を生かし、更に、労働者の生命と健康を自ら守る闘いの武器としての健診活動に、健診部として努力していく覚悟です。

職疾患も高い率を示しています。統計上からは少數ですが、難聴、鼻中隔セン孔、じん肺、慢性気管支炎等、職場での環境による職業性疾患も認められています。この結果は、港湾を中心とした職場の労働・職場環境の中では、未だ労働者の健康破壊がすさまじいものであることを示しており、健診活動も日常的健康管理、予防への取り組みといった方向を持ちながら、未だかくされた職業病、健康破壊が次々に掘りおこされてくるという現状です。

健診結果をみると（アンケート診断二健診を含む）、頸肩腕の障害、四三%、腰痛・四七%と運動器障害が高い有所見率を示しており、胃腸障害・三二%、肝障害・一二〇%と内

20回研究者交流会の報告

問題ある産業会の許容濃度

—労災職業病公害と聞く関西研究者交流会—

去る10月27日に、第20回研究者交
流会が行われました。

テーマは「木材市場の職場環境測定結果」でした。これは、南大阪労
働者診療所の健診部が、八尾市内の
木材市場の合同安全委員会（会社と
労働組合とからなる）から依頼され
て調査を行つたものです。

同木材市場は昨年10月、大阪市内
より現在地への移転で、旧来の露天
作業（天ジョウのみの建屋）より建
屋内作業に転換が行われ、このため
構内で使用するフォークリフト及び
出入りするトラックの排気ガスによ
る労働者に対する健康面での影響が
問題となつた。

環境測定結果について

特に雨の日は気分が悪くなること
があり、タンが多くなってきた。ひ
どい時は、頭が痛くなる人も出てき
た。このため職場の環境測定を行い、
対策を考えて行くこととなつた。

産業衛生学会の許容濃度は、5.0
ppmであり、その50分の1であるが
それでも人体に影響がでてていること
を考えれば、許容濃度があまりにも
高いことがわかる。

これらの調査をもとに、これから
健康診断と環境改善に取り組んで行
うとしている。

調査は、最も汚染がひどいと予想
される繁忙日として、8月20日、22
日に行つた。調査項目は、窒素酸化
物、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒
子状物質、気流状況、入排気量、排
気回数等である。

測定した結果として一番の問題は、
窒素酸化物と考えられた。個人サン

◎場所	松浦診療所
◎日時	79年12月1日(土)
午後1時より	
次回交流会のご案内	

◎テーマ 「タールピッチの職業病」
◎講師 田代 実氏
(阪大医学部助手)

プレーで測定した一酸化窒素 (NO)₂
の個人暴露濃度は、フォークリフト
の運転手とその横で指示する作業者
については、それぞれ0.890ppm、
0.092ppmであった。検査荷渡し作業
者については、0.050ppmであり、フ
ォークリフトからの窒素酸化物の排
出が、運転手に影響していることが
わかった。

日本被災者協議会

全国被災者協議会

前進する

NO.1

被災者共同組織

12・2 結成大會へ！

全国

全国被災者協議会

全国

11月3～4日の2日間愛知県豊田

市において、八〇年労災法改正闘争
に向けた全国被災労働者協議会（仮）

西労働者安全センターなど、1回目
とほぼ同規模で行われた。なお広島、
九州地方からも参加の意向が伝えら
れていた。

今回の中性的議論は、如何なる闘

闘は被災者の要求を前面に立て、
先制的に闘いを準備して行こうとい
うことである。そして組織化の視点
として、①法改正を要求して政府・
国会での闘いを開いて行くために
は全国組織が必要である。②労災保
険法に直接関係のある被災労働者を
中心にして組織し、全労働者の闘い

として進める。③各地の被災団体に
よって運営体制を確立し民主的な組

織運営を行う。④八〇年法改正闘争
終了後総括を行い、恒常的な全国組

織を検討する、という4点が確認さ
れた。

大阪会議に続いて第2回目の集まり
であり、参加者は関西労職被災者協
議会（兵庫被災者交流会、大阪府被
災者同盟）、阪神労災友の会、東京
被災者交流会、神奈川被災者の会、
地元から愛知労災職業病連絡会、関

ねらいについて意見交換がなされた。

その中でほぼ確認されたことは、①
これまでの闘争は政府案が出された
後に「改悪阻止」の闘いを組んでき
た。これは後手に回る闘いであり、
敵の攻撃のペースにはまりその土俵
上の狭いワク内での闘いに陥って
しまうこと、②被災労働者による自
主的・民主的な全国的な共闘組織を
創り上げることができなかつた、と
いう点である。

更に、前回の会議で大すじ合意さ

ことである。

れていた闘いの方向性に基づいて、
関西被災者協議会より提起された「

八〇年労災法改正闘争についての重

点要求①被災労働者の職場復帰に
向けた諸権利の法的確立(5項目)

②解雇制限の強化(2項目)③傷病
補償年金の撤廃④行政運用上の要求

(3項目)一を一部修正して採択し
た。また今回の闘争の「基本的視点」

についても、同じく関西協議会より
提起され一部修正し採択された。こ

の点について簡単にまとめると、資

本側の労災法「改正」について最も
重視している点は、①長期被災者の
職場からの排除②労災企業責任の
空どう化③労災法の労基法からの分
離④資本が行政に直接介入できる
権利、という基本的な問題に加え、

八〇年法「改正」をとりまく情勢は
①保険財政の赤字キャンペーン②
労基法の全面的見直し作業—19条(一)
解雇制限)問題③傷病補償年金制

度について、資本の要求にそった形
で強行手段に出ていること、という
ことが活発に行われている。また集会に

当面の行動としては、學習用のペ
ンフレットの作成を行い、被災者組
織・労働組合へのオルグ活動を強化
すること、そして来る12月2日に東

11.25 関西大集会の成功めざす 取り組み進む!

関西

— 関西労災職業病被災労傷者協議会 —

関西においては、関西協議会を中心
に闘いが進められている。中でも
今月25日に神戸において関西集会を
企画し、集会成功をめざして準備活動
が活発に行われている。

情宣用のビラも既に作成し、各被
災者団体で分担を決め、病院、監督
署、ターミナルなどで情宣活動が行
われている。労組等にも関西労働者
安全センター等と協力して参加要請
の会の参加話をされている。

関西協議会は当初、兵庫被災者交
流会、大阪府被災者同盟、阪南被災
者の会の三団体で出発したが、京滋
交流会がオフザーバー団体として参
加することが確認され、阪神労災友
の会の参加話が行われている。

今回のように、被災労働者団体が
独自の要求を出して法改正闘争に取

京において、全国被災労働者協議会
の結成大会を開催することが決定さ
れ、その成功を目指して努力して行
こうということが全体で確認された。

り組むのは初めての経験であり、関西各地の被災労働者団体を結集して行われる11月25日の関西大集会は今後の法改正闘争を勝利させるための重要な闘いである。更には関西協議会が、関西の闘いの主力部隊として

どれだけの力を発揮できるかが問われる重要な場である。

これらの点を各被災者団体が自覚して、精力的な準備活動が進められている。

被災労働者の団結強化のため 関東で協議会を！

不法・不当な休業補償差止め処分との全面的な対決の中で闘いを続ける東京被災者交流会は、八〇年労災保険法改正闘争勝利に向けて、現在の労災法が被災労働者が安心して治療し、職場復帰を目指すというものから著しくかけ離れていることを見抜き、何度も学習会・交流を行いながら、被災労働者の要求を突きつ

けた闘いを準備している。とりわけ、「定期報告書」問題の行政側の根拠となっている「傷病補償年金制度」はなんとしても撤廃しなければならないし、この闘いは、労基法改悪反対と解雇制限強化の闘いと結合させていかなければならない。そして、これらの要求をはじめとした被災労働者の諸権利を守り獲得するために、

広範な被災労働者の全国結合をかちとらなければならない、ということである。この全国結合を促進・強化するためにも、各地域でブロックを結成することが必要であると、現在関西の動きと歩調をとりながら、関東地方における協議会結成（11月25日結成会予定）に向け、精力的な活動を続けている。

また神奈川においても、被災労働者の会の約一年間の運動の蓄積を踏まえながら、全国的団結体を創り出すべく奮闘しており、東京と共に関東協議会結成に向けてがんばってい

10月の新聞記事から

10.10 大津地裁は、有料道路走行中の某電工会社社員旅行バスへの落石事故で、従業員・家族22人が死傷したことに対し、「道路管理上のミスで会社の受けた損害は深刻」と日本道路公団に賠償命令を言い渡した。

10.16 大阪・ミナミの都心にある小学校の隣に建設中のマンションに対して、児童百四十人が建設主らを相手に「日照を奪うな」と仮処分申請をしていたが、大阪地裁で児童の言い分をほほ認めた形で和解が成立。

10.10 関電大飯原発2号機で、緊急炉心冷却装置のポンプの羽根にひび割れが発見される。

10.10 徳島県の地滑り対策工事現場で土砂くずれ、作業員2人が生き埋めで死亡。

10.10 73年7月に山口県徳山市の出光石油化學工場で起つた爆発事故で、業務上過失致死・業務上失火罪に問われていた当時の現場作業員4人に対する判決公判が山口地裁で行われ、「爆発は予見できぬ」と全員無罪。

10.16 滋賀県議会は、合成洗剤の追放を柱とする琵琶湖富栄養化防止条例を全会派一致で可決した。来年4月1日から施行。

10.10 大阪の中堅造船会社佐野安船渠は、本社工場を全面閉鎖し水島工場（岡山県）への生産集中を柱とする再建計画を発表した。

10.10 77年正月東京で起きた青酸コーラ殺人事件で、電話ボックス内にあつたコーラを飲んで死亡した新幹線ヒュッフェのアルバイト高校生の遺族が、「業務中の事故で会社側はアルバイト生の安定保護の注意義務を怠った」として会社に対して損害賠償を求める訴訟を起した。

10.10 大阪労災保険審査官は、出張職員が散歩中に転落死した事故で、大阪中央労基署が出した「労災不適用」処分を取り消し、「出張中の事故は積極的な私的行為と認められない限り、原則的に全て業務行為と認め、労災保険を適用すべき」という判断を示し、遺族側の主張を全面的に認めた。

10.10 昭和電極の「じん肺患者集団訴訟」の判決で、神戸地裁尼崎支部は原告側の言い分をほぼ認め、会社側に対して14人に九千万円の支払いを命じた。しかし、1人については、退職を理由に債務不履行は時効で消滅したと判断した。

10.30 関電美浜原発2号機で、放射能を含んだガスが大気中に放出される事故が発生し、運転停止へ。

原子力船「むつ」の原子炉修理について、原子力安全委員会はゴーサインを出した。

年末一時金カンパのお願い

労働大臣の私的諮問機関である労基法研究会が、女性の労働条件についての報告書に統いて、去る9月5日に「労働契約・就業規則」—労基法のいわば根幹をなす問題について報告書を提出しました。報告書に

貫して流れているのは、労基法19条の労災被災者の解雇制限についても懲戒解雇は除外すべきだという見解に示されるように、低成長—減量経営時代を乗り切るべく、資本の主導権を明確にした「新しい労使関係の確立」という精神であり、より端的に言えば「安く使い、容易に首が切れる」体制の確立であります。

このような情勢の中で、労災職業病闘争が労働運動の前進のために果さねばならぬ役割はますます大きくなっています。そして、資本・行政の反動的攻勢に対する闘いは、労職闘争の中でも少しつつ前進してきています。78年には、職業病認定問題に関する全国連絡会議が結成され、既に二回にわたる全国集会を開催し

ており、また今年1月には、労基法改悪反対と80年労災法改正闘争を軸に被災労働者の全国組織が旗上げされようとしています。

関西労働者安全センターも結成以来7年目に入りましたが、労基法抜本改悪策動に象徴される敵の攻撃をはね返し、労働者・被災労働者の権利を守り拡大する闘いを今後一層強めていく決意であります。経済的にはどこも厳しい状況でありますと存りますが、敢えて

年末一時金カンパを要請する次第であります。

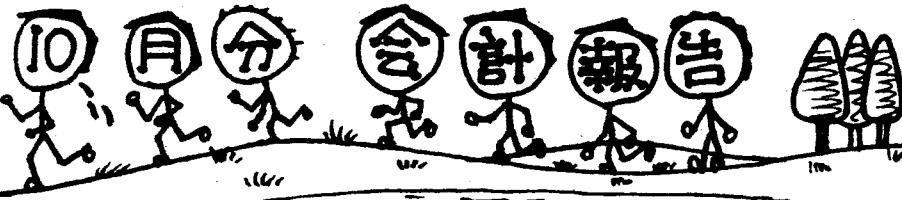
また、会費・機関誌購読料等未納の場合には、一日も早く納入されるよう併せてお願ひ致します。

一九七九年一一月一一〇日

関西労働者安全センター

大阪市大淀区本庄東三一〇一一
三和ビル一二二号

(四) (〇六) 三七四一一九九一



収入

会費	338,400
機関誌	77,290
カンパ	74,500
パンフ	14,800
計	504,990

支出

事務費	89,959	①
活動費	198,413	②
郵送費	10,590	
人件費	285,000	③
計	583,962	

10月分収支 -78,972

(※)

先月からの
くりこし 525,825

①9月ガス代、9・10月新聞代
10月家賃・共益費、10月電気代等

11月への
くりこし 446,853

②11月南大阪事務所、11月此花労働
者センター、9月社会保険料
活動・交通費（含東京2回出張）
③10月人件費（含アルバイト料）

『会社更生法による 官製合理化攻撃と対決した 4年間の闘い』

記録

全金大阪亞鉛支部 発行

当センターにて取り扱い中 領価 500円

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

11月号(通巻67号)

昭和54年11月20日発行

(毎月一回20日発行)

■表紙写真■ 11・17南大阪労働者診療所第3回運営委員会総会より

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28